

農用地利用計画の変更（農振除外・用途変更）申出書作成要領

【提出書類】 下記書類を正本1部、副本3部を提出してください。

1. 農用地利用計画変更申出書
各項目を記入、申出者・代理人の署名または記名押印、捺印
法人の場合は代表者名まで記載
2. 位置図
縮尺25,000分の1程度、方位、申出地を太枠線等で表示
3. 案内図
縮尺3,000分の1程度、方位、申出地を太枠線等で表示
4. 公図の写し
申出地を太枠線等で表示、申出地及び隣接農地の登記情報（地目、地積、所有者）、謄写の証明を記載（隣接農地は11の対象となる農地）
5. 特定図 ※一筆の一部の変更がある場合必須
変更する土地が一筆の一部である場合に、対象となる部分を特定するために必要な図面。変更する土地を朱線により特定し、測量図等で土地の面積が記載されているもの。
6. 事業計画書
※詳細は「事業計画書（参考様式）」を参照
7. 土地利用計画図
縮尺、方位、接道箇所、構造物の配置、取水排水雨水及び土砂流出防止対策の計画等を記載
8. 建物平面図・立面図
建築物がある場合、構造、面積、階数、高さがわかる図面
9. 土地選定経過書・選定地位置図
選定条件を明確にし、除外申出地に至った経緯を明確に記載
選定経過には、①市街化区域、②農用地区域外（白地）、③農用地区域（青地）、④除外申出地の順に、検討した土地情報と断念理由を記載し、選定地の位置図を添付
10. 全部事項証明書
申出地の登記情報（法務局出張所印があるもの又は登記記録の謄写の証明が記載されているもの）
11. 土地所有者の同意書
申出地所有者及び耕作者と申出者（＝事業計画者）が異なる場合は同意書を提出
12. 誓約書
申出者（事業計画者）の署名または記名押印、捺印
13. その他の書類
住民票、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）、資産証明（名寄帳又は無資産証明）、分家住宅の場合は本家の土地所有を示す書類（本家の名寄帳）、営業経歴を証明するもの（資格証、定款、確定申告書の写し、決算書過去2年分）等
○非農地証明見込み、かけ違いの場合：航空写真※申出地を明示すること
○国営かんがい排水事業受益地の場合：受益地からの除外申出書
その他、関係部署等から農振除外や用途区分変更の申出に際して提出を求められた資料
14. 関係課・機関との調整状況
関係部署（農業委員会事務局、建築指導課等）及び機関（地元農業委員、関係土地改良区等）との調整状況を示すこと。土地改良区の地区除外が必要な場合には地区除外同意書の写しを添付すること。
15. 地域計画（農業経営基盤の強化の促進に関する計画）変更申出書
地域計画の区域内である場合は変更申出書を提出

【提出書類一覧】

記載例 ○：提出必須 △：該当する場合提出 －：不要

書類 番号	提 出 書 類	記載例				備 考
		一般的な農振 除外と公共性 の高い事業 (農振除外)	非農地証明 見込み (農振除外)	かけ違い (農振除外)	農業用施設用地 (用途変更) ※用途は青地のまま	
1	農用地利用計画変更申出書	○	○	○	○	様式有
2	位置図	○	○	○	○	
3	案内図	○	○	○	○	
4	公図の写し	○	○	○	○	
5	特定図	△	△	△	△	
6	事業計画書	○	－	－	○	参考様式有
7	土地利用計画図	○	○ (現況図)	○ (現況図)	○	
8	建築物平面図・立面図	△	－	－	△	
9	土地選定経過書・選定地位 置図	○	－	－	○	様式有
10	全部事項証明書	○	○	○	○	
11	土地所有者の同意書	△	△	△	△	様式有
12	誓約書	○	－	－	○	様式有
13	住民票・法人登記簿謄本	○	○	○	○	
	資産証明 (名寄帳・無資産証明等)	○	－	－	○	
	営業経歴を証明するもの (資格証、確定申告写し、 定款、決算書2年分等)	△	△	△	△	
	航空写真(証明付)	－	○	○	－	
	受益地からの除外申出書 ※国営かんがい排水事業受 益地の場合	△	△	△	△	様式有
	その他関係部署・機関から 提出を求められた資料	△	△	△	△	
14	関係課・機関との調整状況	○	○	○	○	様式有
15	地域計画(農業経営基盤の 強化の促進に関する計画) 変更申出書※区域内の場合	△	△	△	△	様式有

※上記のほか、必要に応じ提出書類を求めることがありますので余裕をもって早めに提出書類を整えて相談しに来てください。

【申出手続きの注意事項】

- ※ 提出書類（No.1～15）を全て揃え、必ず申出期限（毎年3月31日・7月31日・11月30日）までに4部提出してください。不足書類がある場合は受付できません。
なお、非農地証明見込み、かけ違い、用途変更、公共性の特に高いと認められる事業に関する除外は毎月受付（月末締切）です。受付最終日が休日の場合、その翌日となります。
- ※ 提出書類はなるべく A4サイズ に統一し作成してください。
- ※ 申出にあたっては、関係機関、関係部署との事前調整を十分に行ってください。
 - 農地転用の許可見込み…申出前に農業委員会事務局(22-9243)と調整してください。
 - 建築の許可見込み…申出前に建築指導課(22-9233)と調整してください。
 - 開発の許可見込み・国土利用法や景観条例等について…申出前に都市計画課(22-9203)と調整してください。
 - 土地改良事業受益地、農道・農業用排水路等使用の許可見込み…申出前に関係土地改良区と調整してください。
 - 土地改良事業施行地域内の場合、農地中間管理権（農地賃貸借）の存続期間が満了していることをご確認ください。
 - 農業集落排水施設に接続する場合…上下水道お客様センター(23-0368)及び農業集落排水処理施設管理組合長と調整してください。
 - 盛土規制法による規制区域内で許可対象となる盛土等を行う場合…栃木県都市政策課盛土安全推進班と調整してください。

【除外できない場合】

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号～6号の全ての要件を満たしていない場合は除外できません。

（例）

- 申出地が既に違反状態にある、または申出者（事業計画者）の所有農地等が違反状態にあり、農地転用または開発許可の見込みがない場合。
- 申出地の接道が狭く道路条件が悪いなど、開発許可の見込みがない場合。
- 土地改良施設の維持管理に影響を及ぼす恐れがあると判断される場合。
- 申出地の農振除外によって農用地が分断されてしまう場合。
- 農用地区域の縁辺部に該当せず、県の同意基準を満たさない場合。
- その他関係する法令、関係機関において、許可等の見込みが認められない場合。

【提出・問合せ】

〒323-8686

小山市中央町 1-1-1 本庁舎5階

小山市農政課 担い手・農地総合対策室 農業振興係

TEL 0285-22-9254 FAX 0285-22-9256